

第3章 労務費の計算と記帳

学習の要点

1. 労務費とは
 - 労務費の勘定科目
賃金、給料、雑給、従業員賞与手当
退職金給与引当金繰入額、法定福利費
 - 直接労務費と間接労務費
2. 支払賃金の計算と記帳
 - 支払賃金の計算法
 - ① 時間給、日給、月給制
 - ② 出来高給制
 - 支払賃金の帳簿および証ひょう
賃金支払帳、作業時間票、出来高票、賃金計算表
3. 消費賃金の計算と記帳
 - 消費賃金 = 作業時間数（または出来高数） × 賃率
 - 消費賃金の記帳方法
 - ① 実際個別賃率、実際平均賃率を用いる
 - ② 予定賃率を用いる
 - 消費賃金の帳簿
賃金仕訳帳
4. その他の労務費の計算と記帳
 - 賃金以外の労務費の帳簿
給料支払帳、雑給支払帳
 - 給与等の計算
支払高 = 消費高

メモ

[労務費の分類についての解説]

労務費はいろいろな基準により分類されますが、とりわけ、次の2つの分類が重要です。

(1) 発生の形態による分類

原価の発生の仕方による分類です。

① 賃 金

製造活動に直接従事している従業員に対して支払われる給与。

- 基本賃金（基本給）
- 割増賃金（残業手当、早出手当などの加給金）

② 給 料

管理職（工場長、技師、職長など）、および、工場の事務員に支払われる給与。

③ 雑 給

臨時雇、パートタイマーなどの工員、事務員に支払われる給与。

④ 従業員賞与

従業員に対するボーナス（役員賞与は含まれない）。

⑤ 手 当

家族手当、住宅手当、通勤手当など仕事内容とは直接関係のない手当。

⑥ 退職給与引当金繰入額

従業員が退職した時に支払われる退職給与の当期負担分。

⑦ 法定福利費

社会保険料（健康保険料、雇用保険料、厚生年金保険料）の事業主負担分。

(2) 製造と関連における分類

原価の発生が一定単位の製品に関して直接的に、計算できるかどうかによる分類です。

① 直接労務費（製造直接費）

製品ごとに直接、消費額が計算できる労務費。

- 直接工直接作業賃金

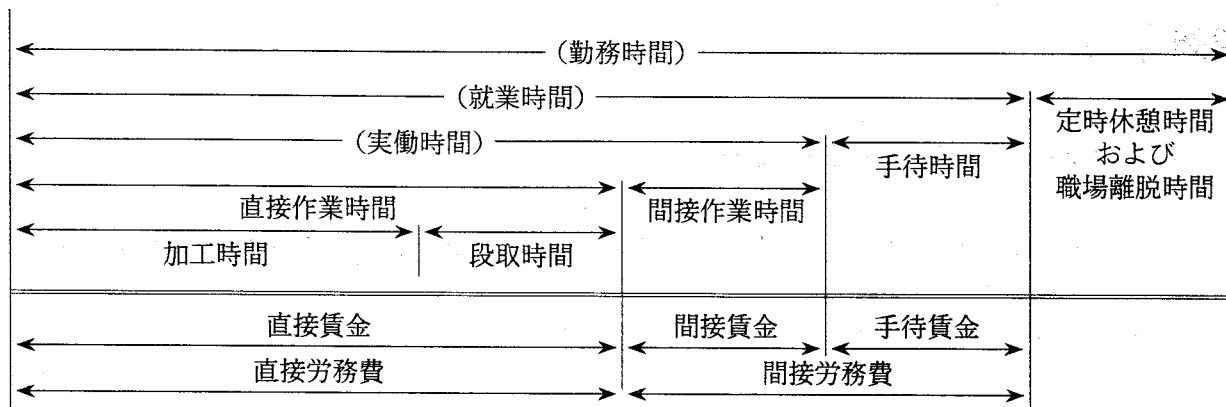
② 間接労務費（製造間接費）

①以外の労務費で、製品ごとに直接、消費額が計算できる労務費。

- 直接工間接作業賃金
- 直接工手待賃金
- 間接工賃金
- 給料
- 雑給
- 従業員賞与、手当
- 退職給与引当金繰入額
- 法定福利費

(注) 直接工の賃金でも製品の製造に直接従事した以外の賃金は間接労務費になることに注意。

[就業時間の内訳] (直接工の場合)



- 手待時間 …… 材料待ち、機械の故障などの原因により作業ができない時間をいう。これらは、従業員の責任ではありませんので、賃金の支払の対象となる。
- 段取時間 …… 次の作業に移るための準備時間のことで、機械の調整、工具器具の取替をする時間をいう。

[賃金支払帳の例]

賃 金 支 払 帳

自平成×年3月26日 至平成×年4月25日

番号	氏名	時 間		賃 率		支 払 高				控 除 額			正味 支払高	領収印
		定時	定外	定時	定外	基本賃金	割増賃金	諸手当	合計	所得税	健康保険料	合計		
1	××××	170	30	700	875	119,000	26,250	12,500	157,750	2,400	4,200	6,600	151,150	㊟
		8,500	1,400			6,200,000	1,320,000	635,000	8,155,000	132,000	225,000	357,000	7,798,000	

(この結果をうけて、次の様な仕訳を行う。)

(賃 金)	8,155,000	(現 金)	7,798,000
		(所得税預り金)	132,000
		(健康保険料預り金)	255,000

演習コーナー

問題 7

1. 各資料により以下の問いに答えましょう。

(1) つぎの資料により 3月26日より 4月25日までの 1ヵ月間の田中三郎氏の基本賃金と割増賃金（残業手当）を計算しなさい。

田中三郎氏の定時の作業時間あたりの賃金¥800、残業1時間あたりの賃金¥1,000である。

出勤表（作業時間集計表）

自平成×年3月26日 至平成×年4月25日

工員番号 L-1 氏名 田中三郎 所属部門 製造課第二製造係 職種 ×××

日	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
定時	7	7	7	7	休	7	7	7	7	7	7	休	7	7	7	7	7	7	休	7	7	7	7	7	7	休	7	7	7	7	7	189
定外 (残業)		2	1					2	2				2		1	2					2		2					2	1	2		21

① 基本賃金

② 割増賃金

(2) つぎの賃金支払帳にもとづいて合計仕訳を示しましょう。なお、賃金は現金払いとします。

賃金支払帳

自平成×年3月26日 至平成×年4月25日

(時間給)

番号	氏名	時間		賃率		支払高				控除額			正味 支払高	領収 印
		定時	定外	定時	定外	基本 賃金	割増 賃金	諸手当	合計	所得税	健康 保険料	合計		
1	寺田五郎	165	20	800	1,000	132,000	20,000	13,500	165,500	4,600	5,200	9,800	155,700	
2	山田三郎	180	30	700	875	120,000	10,000	12,800	142,800	3,400	3,000	6,400	136,400	
		13,600	1,700			9,950,000	1,650,000	967,000	12,567,000	358,000	402,000	760,000	11,807,000	

(仕 訳)

--	--

演習コーナー

問題 8

1. 次の資料により、以下の問いに答えましょう。

- 給与計算期間 26日～翌月25日
- 4/26～5/25の支払賃金 ￥1,700,000 (うち4/26～4/30分 ￥320,000)
- 5/ 1～5/31の消費賃金 ￥1,850,000

- (1) 4月末の未払賃金はいくらですか。
- (2) 5月末の未払賃金はいくらですか。
- (3) 控除額が所得税¥100,000、社会保険料¥98,000のときの5/25の仕訳を示しなさい。(現金支給)

(1)	
(2)	
(3)	

メモ

[支払賃金・消費賃金を処理する勘定]

原価計算期間と給与計算期間とが異なることから、この期間のずれをどのように処理するかによって、次の3つの方法があります。

- 賃金勘定だけで処理する方法

月次において賃金勘定の中で、未払分を次月へ繰越す簡便的な方法です。

- 賃金勘定と未払賃金勘定で処理する方法

月初めに前月未払分を未払賃金勘定から賃金勘定に振り替え、月末に当月未払分を賃金勘定から未払賃金勘定に振り替える方法です。賃金の支払、消費の処理は賃金勘定を用いて処理します。

- 未払勘定だけで処理する方法

賃金の支払、消費の処理は未払賃金を用いて処理します。

● 演習コーナー ●

問題 9 ●

1. 次の資料から賃金勘定だけで処理する方法により、必要な仕訳を示し、勘定記入を行いましょう。勘定は締切ることとします。

(1) 当月の支払賃金（現金払い）は、次のとおりです。（給与計算期間 4月26日～5月25日）

賃金総支給額 ¥1,800,000 所得税控除額 ¥ 100,000
 社会保険料控除額 ¥ 98,000

(2) 当月の賃金消費額は、次のとおりです。（原価計算期間 5月1日～31日）

直接分 ¥1,240,000 間接分 ¥ 610,000

(1)		
(2)		

賃 金

	5/1 前月繰越 320,000

演習コーナー

問題10

1. 次の資料から賃金勘定と未払賃金勘定で処理する方法により、必要な仕訳を示し勘定記入を行きましょう。勘定は締切ることします。

- (1) 前月未払賃金 ¥ 300,000
- (2) 当月支払賃金（現金払い） ¥1,800,000
- (3) 当月消費賃金 ¥1,950,000
- 直接分 ¥1,600,000 間接分 ¥ 350,000
- (4) 月末に当月未払分を賃金勘定から未払賃金勘定に振り替えた。

(1)		
(2)		
(3)		
(4)		

賃 金

未 払 賃 金

◀メモ▶

演習コーナー

問題11

1. 次の資料から未払勘定だけで処理する方法により、必要な仕訳を示し勘定記入を行いましょう。勘定は締切ることとします。

- (1) 前月末払賃金 ¥ 300,000
- (2) 当月支払賃金（現金払い） ¥1,800,000
- (3) 当月消費賃金

直接工直接作業時間2,000時間、間接作業時間175時間であり、直接工の消費賃率は¥@800です。

間接工賃金 ¥ 210,000

(1)		
(2)		
(3)		

未 払 賃 金

メモ

問題9の正解

(1)	賃 金 1,800,000	所得税預り金 100,000 社会保険料預り金 98,000 現金 1,602,000
(2)	製造 1,240,000 製造間接費 610,000	賃 金 1,850,000

賃 金

(1) 諸口 1,800,000	5/1 前月繰越 320,000
5/31 次月繰越 370,000	(2) 諸口 1,850,000
2,170,000	2,170,000
	6/1 前月繰越 370,000

問題10の正解

(1)	未払賃金 300,000	賃 金 300,000
(2)	賃 金 1,800,000	現 金 1,800,000
(3)	製造 1,600,000 製造間接費 350,000	賃 金 1,950,000
(4)	賃 金 450,000	未払賃金 450,000

賃 金

未払賃金

(2) 現金 1,800,000	(1) 未払賃金 300,000	(1) 賃金 300,000	前月繰越 300,000
(4) 未払賃金 450,000	(3) 諸口 1,950,000	次月繰越 450,000	(4) 賃金 450,000
2,250,000	2,250,000	750,000	750,000
			前月繰越 450,000

問題11の正解

(1)	仕訳なし		
(2)	未払賃金	1,800,000	現金 1,800,000
(3)	製造 製造間接費	1,600,000 350,000	未払賃金 1,950,000

未払賃金

(2) 現金	1,800,000	前月繰越	300,000
次月繰越	450,000	(3) 諸口	1,950,000
	2,250,000		2,250,000
		前月繰越	450,000

※ (3)の当月消費賃金について考えてみましょう。
直接労務費と間接労務費の考え方と計算は次のようになります。

賃 金	直接工賃金 (@¥800)	直接作業時間 (2,000時間)	直接労務費
			(@¥800×2,000)
	間接工賃金 (¥210,000)	間接作業時間 (175時間)	間接労務費
			(@¥800×175)
			+
			(210,000)

[賃金仕訳帳の例]

賃 金 仕 訳 帳

自平成×年4月1日 至平成×年4月30日

平成 ×年	作業時間票 出来高票	番号 枚数	元丁	借 方			元丁	貸 方
				製 造	製造間接費	販売費及び 一般管理費		賃 金
4	8	作業時間票No.1~14	14	650,000	36,000			686,000
	30		68	3,150,000	145,000			3,295,000

※ 貸方の賃金は労務費（又は消費賃金）のこともある。

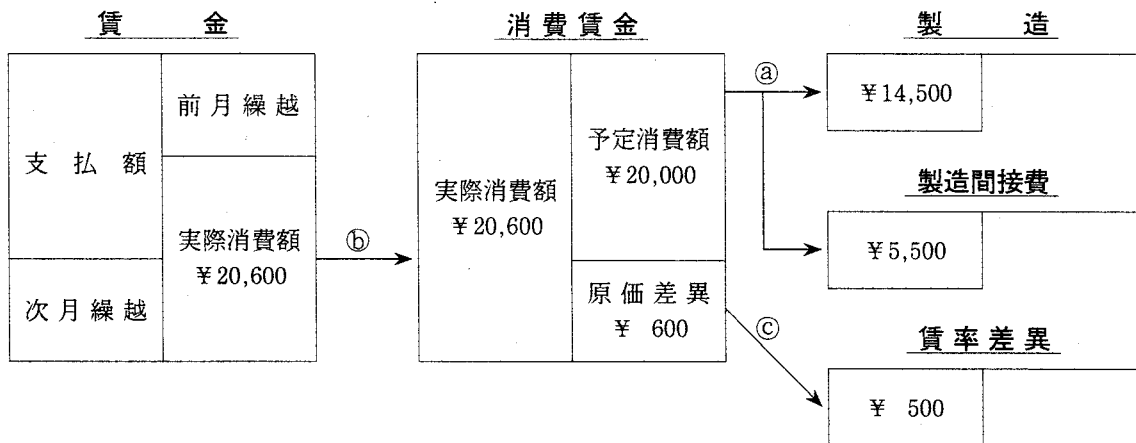
この結果をうけて、次の様に仕訳を行う。

(製 造) 3,150,000 (賃 金) 3,295,000
 (製 造 間 接 費) 145,000

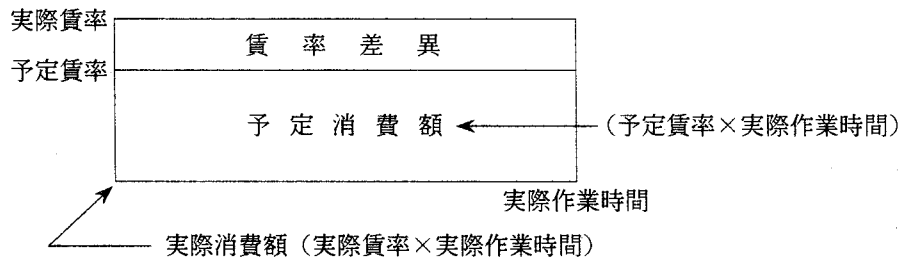
●メモ●

[予定消費賃率による消費賃金の勘定連絡図]

① 消費賃金勘定（労務費勘定）を設ける場合（図1）

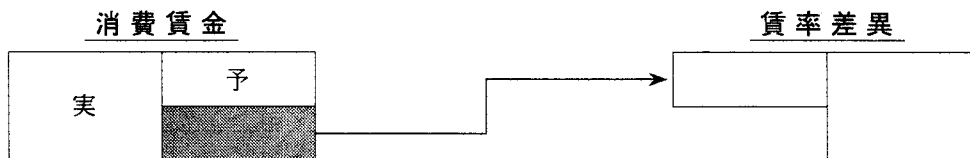


(原価差異の計上方法)



図からも明らかなように、予定賃率と実際賃率との差異によって発生します。したがって、消費賃率の違いによって発生する差異であるところから賃率差異といいます。

• 借方差異



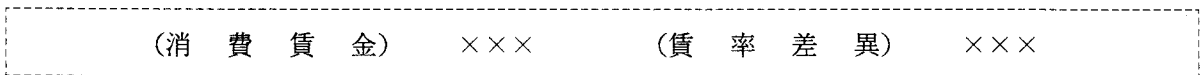
借方差異は実際消費額が大きい場合です。これは、次のような仕訳によって賃率差異a/cに振替えます。



• 貸方差異



貸方差異は予定消費額が大きい場合です。これは、次の仕訳によって賃率差異a/cに振替えます。



なお、原価差異の処理については、原則として発生年度の売上原価に賦課されるため、各月末において原価差異勘定（消費材料価格差異a/c、賃率差異a/cなど）は、そのまま次月に繰越されます。

演習コーナー

問題12

1. 次の取引の仕訳をしましょう。ただし、消費賃金については、消費賃金勘定を用いることとします。また、与えられた勘定に記入もしてください。

- (1) 前月26日から当月25日までの賃金総額¥850,000から源泉所得税¥52,000と健康保険料¥45,000を差し引き、残額は小切手を振り出して支払った。
- (2) 当月の消費賃金は予定賃率によって次のとおり計上した。
 製造勘定 ¥480,000
 製造間接費勘定 ¥360,000
- (3) 当月の実際消費賃金¥875,000であった。よって、この金額を賃金勘定から消費賃金勘定に振替えた。
- (4) 月末に予定消費賃金と実際消費賃金の差額を賃率差異勘定に振替えた。

(1)		
(2)		
(3)		
(4)		

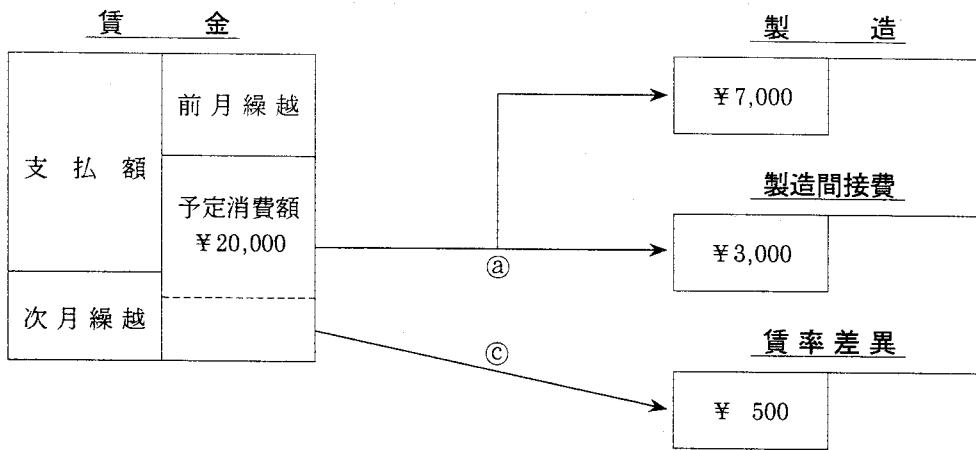
賃 金

消 費 賃 金

賃 率 差 異

	前月繰越	55,000

② 消費賃金勘定（労務費勘定）を設けない場合（図2）



メモ

演習コーナー

問題13

1. 次の取引の仕訳を行い、与えられた勘定に転記するとともに指図書別原価計算表（一部）に記入し、締切りましょう。ただし、消費賃金については賃金勘定のみで処理することとします。

- (1) 前月26日から当月25日までの賃金支給総額¥850,000から源泉所得税¥52,000と健康保険料¥45,000を差し引き、残額を現金で支払った。
- (2) 当月の作業時間等の内訳は次のとおりであり、直接工の予定賃率は¥@600である。
直接工直接作業時間は850時間（指図書#101、490時間、#102、360時間）であり、間接作業時間は600時間である。
- (3) 当月の実際消費賃金¥865,000であった。よって、予定消費賃金と実際消費賃金の差額を賃率差異勘定に振替えた。

(1)		
(2)		
(3)		

賃 金

賃 率 差 異

	前月繰越	56,000		前月繰越	2,000

製造指図書 #101	
直接材料費	98,400円
直接労務費	

製造指図書 #102	
直接材料費	57,600円
直接労務費	